

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

(その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目)

第3条 規則第20条第4号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。

一 特定飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うこと。

イ 動物の逸走を防止するため、特定飼養施設の状況について1週間に1回以上点検を行うこと。

ロ 屋外に設置された擁壁式施設等において特定動物を飼養又は保管する場合にあっては、雪、風雨による飛来物等の堆積等により特定動物の逸走を容易にする事態が生じていないか、1日1回以上点検を行うこと。

ハ イ及びロに規定する点検の結果において、異常を認めたときは、速やかに補修その他の必要な措置を講じること。

ニ 水槽型施設等の設置に当たっては、当該施設の開口部が閉じた状態であっても、外部から特定動物の状態を確認できる位置に設置すること。

二 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成18年1月環境省告示第21号）第1条第3号に規定する移動用施設への収容、獣医師が治療のために必要があるとして診断書により認めた行為その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。

イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の係留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第1により届け出ている場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、1時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第1により届け出ている場合は、目的の達成に必要とされる最低限の時間内）であること。

三 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

四 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から30日以内に規則第20条第3号の識別措置に係る情報と併せて様式第2により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又

は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを5年間保管すること。

(1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容

ロ 毎年、法第26条第1項の飼養又は保管の許可を受けた日に応当する日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

(1) 特定動物の種類

(2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

五 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、その繁殖を制限するため、雌雄を区分した管理、生殖を不能にする適切な措置を講じること。